

## 《公的年金等に係る特別徴収制度》

$$\text{仮徴収税額} = (\text{前年度分の年税額} \times 1 / 2)$$

(4月・6月・8月の合計)

$$\text{本徴収税額} = (\text{年税額} - \text{仮徴収税額})$$

(10月・12月・2月の合計)

(例) 前年度の公的年金所得に係る住民税が60,000円で、  
本年度の公的年金所得に係る住民税が40,000円の場合

年度	年税額	年金特別徴収税額	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
前年度	60,000円	30,000円	30,000円
本年度	40,000円	30,000円 (60,000円 × 1/2)	10,000円 (40,000円 - 30,000円)

### (注意)

- ・前年度に年金特別徴収(本徴収)が実施されなかった方
- ・前年度中に年金特別徴収(本徴収)が中止された方

上記に該当する場合、本年度は年金からの仮徴収は行わず、仮徴収分の税額を普通徴収(納付書又は口座振替)で納付することになります。